

2026年版「税務手帳」追録

(令和8年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

● 令和 8 年度税制改正

① 法人税	1
② 所得税	13
③ 相続税・贈与税・消費税	27

● 社会保険料率・料額表	29
--------------------	----

● 令和8年度税制改正

1 法人税

1. 研究開発税制

(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

イ 令和9.4.1以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を令和11.3.31まで3年延長する。

増減試験研究費割合	税額控除割合
3%以下	$8.5\% - (3\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 13\text{分の}8.5$
3%超 15%以下	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$
15%超	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$

ロ 増減試験研究費割合が4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和9.4.1以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が7%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例とした上、適用期限を令和11.3.31まで3年延長する。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を令和11.3.31まで3年延長する。

② 中小企業技術基盤強化税制

イ 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除

率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を令和11.3.31まで3年延長する。

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を令和11.3.31まで3年延長する。

ハ 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。

(注) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。

(2) 特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ① 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とする。
- ② その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度(下記(4)参照)の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額を特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とする。
- ③ 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、一定の見直しを行う。

(3) 他の者に委託する試験研究（契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る。）に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。

① 医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）の委託に係る試験研究費の額 その試験研究費の額

② 上記①以外の試験研究費の額 その試験研究費の額の50%相当額（令和8.4.1から令和9.3.31までの間に開始する事業年度については70%相当額とし、令和9.4.1から令和10.3.31までの間に開始する事業年度については60%相当額とする。）

(4) 重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11.3.31までの間に同法の重点研究開発計画につき同法の認定を受けたもの（以下「認定研究開発法人」という。）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。）がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする。

（注）繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控

除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。

2. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔中小企業投資促進税制〕

工具の取得価額要件を「1台又は1基の取得価額が40万円以上（改正前：30万円以上）の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とする（所得税も同様）。

3. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

令和8.4.1以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率及び税額控除率について、次のとおり見直しを行った上、適用期限を令和10.3.31まで2年延長する（括弧書は改正前）。

	特別償却率	税額控除率
機械装置及び器具備品	40%（45%）	12%（14%）
建物等及び構築物	20%（23%）	6%（7%）

4. 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の税額控除〔地方拠点強化税制〕

次の措置を講じた上、適用期限を令和10.3.31まで2年延長する（所得税も同様）。

- (1) 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する法人又はそれ以外の法人の区分に応じそれぞれ一定の要件を満たす場合は、特定建物等の特別償却率を20%（改正前：15%）とし、税額控除率を5%（改正前：4%）とする。なお、その特定建物等に係る認定地方活力向

上地域等特定業務施設整備計画が移転型事業に係るものである場合には、特別償却率を25%とし、税額控除率を8%（改正前：7%）とする。

- (2) 対象となる資産に事業の用に供されたことのある建物等及び構築物（一定のものを含む。）を加え、その特別償却率を10%（移転型事業の場合には、15%）、税額控除率を2%（移転型事業の場合には、4%）とする。
- (3) 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の取得価額要件を4,500万円以上（改正前：3,500万円以上）に引き上げる。

5. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔中小企業経営強化税制〕
工具及び器具備品の取得価額要件を40万円以上（改正前：30万円以上）に引き上げる（所得税も同様）。

6. 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除〔賃上げ促進税制〕

次の措置を講ずる（所得税も同様）。

- (1) 全法人向けの措置は、令和8.3.31をもって廃止する。
- (2) 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和9.3.31）の到来をもって廃止することとし、令和8.4.1から令和9.3.31までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。
 - ① 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（改正前：3%以上）である場合とする。
 - ② 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額

に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算する措置とする。

- ③ 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。
- (3) 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

7. 生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

特別償却率及び税額控除率について、特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次のとおり見直した上、適用期限を令和10.3.31まで2年延長する（所得税も同様）。

- ① 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。以下本項において同じ。）（括弧書は改正前）

炭素生産性向上率	特別償却率	税額控除率
22%以上 (17%以上)	30% (50%)	10% (14%)
17%以上22%未満 (10%以上17%未満)	30% (50%)	5% (10%)

- ② 中小企業者以外の法人（括弧書は改正前）

炭素生産性向上率	特別償却率	税額控除率
25%以上 (20%以上)	30% (50%)	8% (10%)
20%以上25%未満 (15%以上20%未満)	30% (50%)	3% (5%)

(注) 特定大企業（一定のサプライチェーン連携を実施している中小企業者以外の法人）の炭素生産性向上率に

については、その炭素生産性向上率を現行どおりとした上で、上記の特別償却率又は税額控除率を適用する。

(2) 戦略分野国内生産促進税制

① 特定生産性向上設備等投資促進税制（下記8.参照）の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、半導体税額控除限度額・特定商品税額控除限度額の計算の基礎となる半導体生産用資産・特定商品生産用資産及びこれとともに半導体・特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととする。

② 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合に、税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う。

イ 継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（改正前：1%以上）であることとする。

ロ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

8. 特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔特定生産性向上設備等投資促進税制〕

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等^{（注1）}（その法人が産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11.3.31までの間に経済産業大臣の確認を受

けたものに限る。)に該当するもの(以下「特定機械装置等」という。)の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合(その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物については、4%)の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする(所得税も同様)。

(注1)「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上)であること。
- ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。
- ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。
- ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。
- ⑤ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。

(注2) 特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、①地域未来投資促進税制、②中小企業経営強化税制、③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（②の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）の適用を受けることができないこととする。

9. 法人税の額から控除される特別控除額の特例〔特定税額控除規定の不適用措置〕

次の見直しを行った上、適用期限を令和11.3.31まで延長する（所得税も同様）。

- (1) 特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置（繰越税額控除制度を除く。前記1.(4)参照）を加える。
- (2) 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行う。
 - ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること（改正前：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とする。
 - ② 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（改正前：1%以上）であることとする。
- (3) ①地域未来投資促進税制及び②カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（いずれも税額控除制度）について、

継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

10. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

次の見直しを行った上、適用期限を令和11.3.31まで3年（一定の船舶の買換えについては、令和10.3.31まで）延長する（所得税も同様）。

- (1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。
- (2) 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が一定の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延割合を60%（改正前：80%）に引き下げる。
- (3) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

11. 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例〔オープンイノベーション促進税制〕

関係法令の改正を前提に次の措置を講じた上、適用期限を令和10.3.31まで2年延長する。

- (1) 増資特定株式に係る措置について、次の見直しを行う。
 - ① 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上（改正前：1億円以上）に引き上げる。

- ② 下記(3)の改正に伴い、下記(3)により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象外とする。
- (2) 発行人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置について、次の見直しを行う。
- ① 取得価額要件を7億円以上（改正前：5億円以上）に引き上げる。
- ② 特別勘定に係る特定株式の発行人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとする。
- ③ 上記(1)②と同様の措置を講ずる。
- (3) 対象となる特定株式^(注1)^(注2)に、発行人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの（その取得の直前において発行人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。）を加え、その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。
- (注1) 特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。
- (注2) 特定株式の要件は、取得価額要件を3億円以上とするほか、上記(2)の特定株式の要件と同様とする。

12. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

次の措置を講じた上、適用期限を令和11.3.31まで3年延長する（所得税も同様）。

- (1) 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げる。
- (2) 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

13. 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

内国法人が関連者^(注1)との間で特定取引^(注2)を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等^(注3)にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととする。

(注1) 「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

(注2) 「特定取引」とは、一定の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の算定となるものに限る。）をいう。

(注3) 「取引関連書類等」とは、取引に関して受領・交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法等の規定により保存しなければならないこととされているものをいう。

(注4) 明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる。

② 所得税 ---

1. ひとり親

生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げる。

（注） 令和8年分以後の所得税について適用する。

2. 勤労学生

合計所得金額要件を89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる。

（注） 令和8年分以後の所得税について適用する。

3. 同一生計配偶者及び扶養親族

合計所得金額要件を62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げる。

（注） 令和8年分以後の所得税について適用する。

4. 給与所得

(1) 給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。

(2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

（注） 令和8年分以後の所得税について適用する。なお、上記(2)の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9.1.1以後に支払うべき給与等について適用する。

5. 給与所得控除の最低控除額等の特例

- (1) 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。
 - (2) 上記(1)の特例は、年末調整において適用できることとする。
- (注) 後記10.(3)参照

6. 譲渡所得、損益通算

金商法等の改正を前提に、総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。

- (1) 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。
 - (2) 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
 - (3) 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。
- (注) 金商法の改正法の施行日の属する年の翌年分以後の所得税について適用する。

7. 雑所得

公的年金等に係る雑所得について、給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

(注) 令和9年分以後の所得税について適用する。

8. 雑損控除

雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の合計額の要件を62万円（改正前：58万円）に引き上げる。

（注） 令和8年分以後の所得税について適用する。

9. ひとり親控除

控除額を38万円（改正前：35万円）に引き上げる。

（注） 令和9年分以後の所得税について適用する。

10. 基礎控除、物価上昇局面における基礎控除等の対応

- (1) 合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

合計所得金額	基礎控除の額
2,350万円以下	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

- (2) 上記(1)の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注1） 令和8年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9.1.1以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

（注2） 上記の改正及び「令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例」の改正（下記11. 参照）に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還

付等をするための措置を講ずる。

- (3) 令和10年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、2年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後2年間に於ける総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。

11. 令和8年分以後の各年分の基礎控除等の特例

- (1) 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

- ① 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額489万円以下の場合 42万円

ロ 合計所得金額489万円超の場合 5万円

- ② 令和10年分以後の各年分 37万円

- (2) 上記(1)の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記(2)は、令和9.1.1以後に支払うべき公的年金等について適用する。

12. 利子所得の分離課税等、一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。また、その同族会社の役

員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。

(注) 令和8.4.1以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。

13. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税

- (1) 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。
- (2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、上記(1)の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定^(注)を設けられることとするとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととするなどの一定の措置を講ずる。

(注) 「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けられるものをいう。

14. 青色申告特別控除

- (1) 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。
- (2) 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記(1)の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子帳簿保存法に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。

- ① 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合
 - ② 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合
 - (3) 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者を除外する。
- (注) 令和9年分以後の所得税について適用する。

15. 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

- 必要経費に算入する金額の最低保障額を69万円（改正前：65万円）に引き上げる。
- (注) 令和8年分以後の所得税について適用する。

16. 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10.1.1以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等^(注1)内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受け

た時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。)でないことを加えた上、適用期限を令和9.12.31まで2年延長する。

(注1) 「災害危険区域等」については、後記18.(5)参照

(注2) 令和8.1.1以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

17. 特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例、特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除

金商法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- (1) 居住者等が、暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税する。
- (2) 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。
- (3) 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

(注1) 上記(1)及び(3)の改正は、金商法の改正法の施行日の

属する年の翌年の1月1日（適用開始日）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。

（注2） 上記(2)の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の取引について適用する。

18. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

適用期限を令和12.12.31まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

(1) 住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

① 認定住宅等^{（注1）}の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～ 令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・ 令和9年	2,000万円		

（注1）「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等^{（注2）}の取得をいう。以下同じ。

（注2）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。以下同じ。

（注3） 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を

令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とする。

② 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～ 令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		2,000万円		

③ ①及び②以外の住宅の取得等^(注1)の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

(注1) 「①及び②以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅^(注2)の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいい、令和9.12.31以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅（登記簿上の建築日付が令和10.6.30以前のものを含む。）又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10.6.30以前のものの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものを含む。

(注2) 「買取再販住宅」とは、既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

- (2) 特例対象個人^(注)が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（下記(3)の適用を受ける場合を除く。）の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

(注) 「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

① 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
ZEH水準 省エネ住宅		4,500万円
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。

② 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
ZEH水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅		3,000万円

(3) 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

(4) 令和10.1.1以後に建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が令和10.6.30以前のものを除く。）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が令和

10.7.1以降のものうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないものの新築又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

- (5) 個人が災害危険区域等^(注1)内において、居住用家屋の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる居住用家屋の新築を除く。）又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を令和10.1.1以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

（注1）「災害危険区域等」とは、災害危険区域（一定の居住用家屋が建築された場合^(注2)における当該災害危険区域に限る。）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。以下同じ。

（注2）「一定の居住用家屋が建築された場合」とは、一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

- （注） 上記(3)の改正は、住宅の取得等をして令和8.1.1以後に居住の用に供した場合について適用する。

19. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

適用期限を令和9.12.31まで2年延長する。

20. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

金商法等の改正を前提に、適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。

（注） 金商法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日（適用開始日）以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用する。

21. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

適用期限を令和9年分まで1年延長する。

22. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例〔セルフメディケーション税制〕

(1) スイッチO T C医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を令和13.12.31まで5年延長する。

(2) 本特例の対象となる医薬品の範囲について、体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加えるなどの見直しを行う。

（注） 上記(2)の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

23. 特定の基準所得金額の課税の特例

特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1

億6,500万円（改正前：3億3,000万円）を超えるものとする
とともに、税率を30%（改正前：22.5%）に引き上げる。

（注） 令和9年分以後の所得税について適用する。

24. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

- （1） 適用期限を令和10.12.31まで3年延長する。
- （2） 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

（注） 上記(2)の改正は、令和9.1.1以後に行う耐震改修工事について適用する。

25. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

- （1） 適用期限を令和10.12.31まで3年延長する。
- （2） 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が40㎡以上50㎡未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用しない。
- （3） 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

（注） 上記(3)の改正は、特定の改修工事をした家屋を令和9.1.1以後に居住の用に供する場合について適用する。

26. 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除

- （1） 適用期限を令和10.12.31まで3年延長する。
- （2） 個人が災害危険区域等内において、認定住宅等の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる認定住宅等の新築を除く。）

又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その認定住宅等を令和10.1.1以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

- (3) 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記(3)の改正は、認定住宅等を令和9.1.1以後に居住の用に供する場合について適用する。

27. 防衛特別所得税

(1) 税額の計算

- ① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。
- ② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。
- ③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。
- (2) 納税義務者、申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。

28. 復興特別所得税

- (1) 復興特別所得税の税率を1.1%（改正前：2.1%）に引き下げる。

(注) 令和9年分以後の所得税等について適用する。

- (2) 復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（改正前：令和19年まで）の間とする。

③ 相続税・贈与税・消費税

1. 相続税等の財産評価の適正化

- (1) 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額^(注)によって評価する。

(注) 課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。

- (2) 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額^(注)によって評価する。

(注) 課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記(1)に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。

- (注) 令和9.1.1以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、上記(1)は、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築をした家屋(同日に建築中のものを含む。)には適用しない。

2. 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

- (1) 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。
- (2) 上記(1)の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

3. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- (1) 控除可能割合について、次の表のとおりとする。

期 間	控除可能割合
令和8.10.1～令和10.9.30	70%
令和10.10.1～令和12.9.30	50%
令和12.10.1～令和13.9.30	30%

- (2) 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（改正前：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。
(注) 令和8.10.1以後に開始する課税期間から適用する。

健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険料額表

標準報酬		報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		子ども・子育て 支援金		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	
				各都道府県別		0.23%		18.30%*	
等級	月額(A)			全額	折半額	全額	折半額	全額*	折半額*
		円以上	円未満	標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者か否かを判断し、該当率を乗じた金額		左欄の金額に50%を乗じる			
1	58,000	～	63,000						
2	68,000	63,000～	73,000						
3	78,000	73,000～	83,000						
4(1)	88,000	83,000～	93,000					16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000～	101,000					17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000～	107,000					19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000～	114,000					20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000～	122,000					21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000～	130,000					23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000～	138,000					24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000～	146,000					25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000～	155,000					27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000～	165,000					29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000～	175,000					31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000～	185,000					32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000～	195,000					34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000～	210,000					36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000～	230,000					40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000～	250,000					43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000～	270,000					47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000～	290,000					51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000～	310,000					54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000～	330,000					58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000～	350,000					62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000～	370,000					65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000～	395,000					69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000～	425,000					75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000～	455,000					80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000～	485,000					86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000～	515,000					91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000～	545,000					96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000～	575,000					102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000～	605,000					107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000～	635,000					113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000～	665,000					118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000～	695,000					(単位：円)	
37	710,000	695,000～	730,000					・厚生年金保険料 平成29年9月1日～適用 ・第32級については、 令和2年9月1日～適用 ・子ども・子育て支援金 令和8年4月1日～適用	
38	750,000	730,000～	770,000						
39	790,000	770,000～	810,000						
40	830,000	810,000～	855,000						
41	880,000	855,000～	905,000						
42	930,000	905,000～	955,000						
43	980,000	955,000～	1,005,000						
44	1,030,000	1,005,000～	1,055,000						
45	1,090,000	1,055,000～	1,115,000						
46	1,150,000	1,115,000～	1,175,000						
47	1,210,000	1,175,000～	1,235,000						
48	1,270,000	1,235,000～	1,295,000						
49	1,330,000	1,295,000～	1,355,000						
50	1,390,000	1,355,000～							

*詳しくは、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会） （令和8年3月分～）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.28%	11.90%	滋賀県	9.88%	11.50%
青森県	9.85%	11.47%	京都府	9.89%	11.51%
岩手県	9.51%	11.13%	大阪府	10.13%	11.75%
宮城県	10.10%	11.72%	兵庫県	10.12%	11.74%
秋田県	10.01%	11.63%	奈良県	9.91%	11.53%
山形県	9.75%	11.37%	和歌山県	10.06%	11.68%
福島県	9.50%	11.12%	鳥取県	9.86%	11.48%
茨城県	9.52%	11.14%	島根県	9.94%	11.56%
栃木県	9.82%	11.44%	岡山県	10.05%	11.67%
群馬県	9.68%	11.30%	広島県	9.78%	11.40%
埼玉県	9.67%	11.29%	山口県	10.15%	11.77%
千葉県	9.73%	11.35%	徳島県	10.24%	11.86%
東京都	9.85%	11.47%	香川県	10.02%	11.64%
神奈川県	9.92%	11.54%	愛媛県	9.98%	11.60%
新潟県	9.21%	10.83%	高知県	10.05%	11.67%
富山県	9.59%	11.21%	福岡県	10.11%	11.73%
石川県	9.70%	11.32%	佐賀県	10.55%	12.17%
福井県	9.71%	11.33%	長崎県	10.06%	11.68%
山梨県	9.55%	11.17%	熊本県	10.08%	11.70%
長野県	9.63%	11.25%	大分県	10.08%	11.70%
岐阜県	9.80%	11.42%	宮崎県	9.77%	11.39%
静岡県	9.61%	11.23%	鹿児島県	10.13%	11.75%
愛知県	9.93%	11.55%	沖縄県	9.44%	11.06%
三重県	9.77%	11.39%			

- * 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料率（1.62%）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせください。